

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の
裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十年十二月十一日

広島県収用委員会

- 一 起業者
広島県
- 二 事業の種類
県道東広島本郷忠海線改築工事
- 三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目		公簿積	実測積	裁決手続を開始する土地の面積（㎡）
		公簿	現況			
三原市小泉町字大谷	三七五八番	原野	原野	一六	一六・〇〇	一六・〇〇

四 土地所有者の氏名及び住所

（被相続人原田完相続人）

土地所有者不明

ただし、判明している相続人

- 松野 三佳 東京都西東京市田無町四丁目二一番八―四〇一号
- 牧 薫侃 東京都小平市小川西町五丁目三二番三二号
- 相原 君子 広島県呉市仁方本町一丁目二五番一五号
- 相原 準一郎 広島県呉市仁方本町一丁目二五番一五号
- 相原 進次郎 広島県呉市仁方本町一丁目二番二一号
- 大下 尚子 広島県広島市東区牛田新町四丁目一番二―二〇二号
- 谷本 日出子 千葉県市川市日之出二二番一六二〇室（ソフトタウンB）
- 前田 稔子 東京都三鷹市下連雀八丁目二番一―一五一五号
- 鈴木 信介 東京都杉並区久我山二丁目一三番三号
- 鈴木 和夫 東京都文京区千駄木二丁目一番四号鈴木方一〇一
- 木曾 龍二 住所不明

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 土地収用裁決の手続開始を決定した日

平成二十年十一月二十五日